

東京電力株式会社の福島県南相馬市内の病院に対する補償金の請求手続に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月三十日

森 まさこ

参議院議長 西岡武夫 殿



東京電力株式会社の福島県南相馬市内の病院に対する補償金の請求手続に関する質問主意書

福島県南相馬市内の病院に対する、東京電力株式会社の補償金の支払い提示額は被災病院の請求を大きく下回ることになる計算式により算出されており、支払い時期も遅い。当該地域の病院・医療機関の経営状態は日に日に逼迫しており、迅速な財政支援が必要である。また、緊急時避難準備区域の解除に向け、今後、当該地域の病院が倒産するなど、地域医療に対する重大な問題が生じる可能性が高い。

この事態に鑑み、被災地の医療を守り、もつて被災住民の命と健康を守るために、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律により、病院及び医療機関を国による仮払い補償の対象とし、国が医療機関の希望額の八割に相当する額を早期に仮払いすべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

